

篠山市水防計画

平成 24 年度

篠 山 市

【 目 次 】

第1章	総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2章	水防組織 6 -
第3章	水防態勢及び活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 -
第4章	情報収集及び伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第5章	避難のための立退・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・- 14
第6章	水防設備の整備及び輸送の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・- 15
第7章	決壊の通報及び決壊後の処置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
第8章	他の水防機関との協力及び応援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 19
第9章	水防記録及び報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
第 10 章	費用分担と公用負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
第 11 章	水防計画及び水防訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
第 12 章	関係資料 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	ļ 26
【索	引 】

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法(昭和24年法律第193号。以下「法」という。)第32条の規定に基づき、同法第1条の目的を達成するため、篠山市内の河川等に対する水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門の操作、消防機関の活動、水防管理団体間の協力及び応援並びに水防に必要な水防倉庫、器具、資材等の整備及び運営についての大綱を示したものである。

第2節 水防の責任

- 1 篠山市の責任(法第3条)
 - 市は、その区域における水防を十分に果たさなければならない。
- 2 兵庫県の責任(法第3条の6)

県は、県下における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

- 3 気象庁長官(神戸海洋気象台長)の責任(法第10条第1項)
 - 気象庁長官は、気象等の状況により洪水等のおそれのあると認められるときは、その状況を兵庫県知事に通知するとともに、必要に応じて放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(以下「報道機関」という。)の協力を求めてこれを一般に周知させなければならない。
- 4 県知事の責任 (法第 11 条第 1 項、法第 12 条第 1 項、法第 13 条第 2 項、法第 14 条 第 3 項、法第 16 条第 1 項・第 3 項)
 -) 知事は、あらかじめ指定した河川について、洪水のおそれがあると認められると きは、気象長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに関係市町長に 通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求め、これを一般に周知させなけ ればならない。
 -) 知事は、あらかじめ指定した河川について、浸水想定区域の指定を行い、その区域及び想定される水深を公表するとともに、関係市町長に通知するものとする。
 -) 知事は、あらかじめ指定した河川について水防警報を発令しなければならない。
 -) 知事は、国土交通大臣から水防警報の通知を受けたとき、又は)項の水防警報 を発令したときは、水防計画で定める水防管理者及びその他水防に関係のある機関 に通知しなければならない。
- 5 篠山市防災会議の責任(法第15条第1項・第2項・第4項)

市防災会議は、地域防災計画において浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、 避難場所、その他円滑かつ迅速な避難の確保のために必要な事項等を定めるものとす る。

6 市長の責任(法第15条第4項)

市長は、地域防災計画で定められた洪水予報の伝達方法、避難場所、その他円滑かつ迅速な避難の確保のために必要な事項を市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

7 水防管理者の責任(法第17条)

水防管理者(市長)は、水防警報が発せられたときは、水位が警戒水位に達したと

き、その他水防上必要があると認められるときは、消防機関を出動させ、又は出動準備をさせなければならない。

8 警察署の任務(法第22条)

篠山警察署は、水防のため水防管理者等から出動支援の要請等があったときは、協力するものとする。

9 通信機関の責任(法第27条)

通信機関は、水防上緊急を要する通信が迅速に行われるよう協力しなければならない。

10 量水標管理者の責任(法第12条)

量水標管理者は、量水標の水位が通報水位を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

11 市民の義務(法第24条、法第29条)

市民は、常に気象状況、水防状況等に注意し水防管理者等から要請があったときは、水防に従事するとともに、水防管理者等から立ち退きの指示があったときは、その指示に従うものとする。

第3節 用語の意味

- 1 水防本部
 - (1) 篠山市水防本部

篠山市内における水防を統括するため、篠山市に設置する水防本部をいう。

(2) 兵庫県水防本部

兵庫県域における水防を統括するため、兵庫県に設置する水防本部をいう。

2 水防管理団体(法第2条)

水防の責任を有する市町及び水防事務組合をいう。

3 指定水防管理団体(法第4条)

水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係のあるものとして県知事が 指定した水防管理団体をいう。

篠山市は、兵庫県水防計画により指定水防管理団体と定められている。

4 水防管理者(法第2条第2項)

水防管理者団体である市町の長又は水防事務組合の管理者をいう。

5 消防機関の長(法第2条第4項)

消防本部を置く市町にあっては消防長を、消防本部を置かない市町にあっては消防団の長をいう。

篠山市においては、篠山市消防本部消防長を消防機関の長とする。

6 水防警報(法第2条第7項)

国土交通大臣又は県知事が、それぞれ指定した河川について、洪水によって災害がおこるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

水防警報第1号=待機

水防警報第2号=準備

水防警報第3号=出動

水防警報第4号=解除

7 水防警報指定河川(法第16条)

-) 国土交通大臣が、洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるとして指定し、公示した河川をいう。
-) 県知事が、前項以外の河川で県民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるとして指定し、公示した河川をいう。
- 8 洪水予報(法第10条)

気象庁長官(あらかじめ定められている河川については、国土交通大臣又は県知事と気象庁長官とが共同して)は、気象等の状況により洪水等のおそれがあると認められるとき、その状況を周知させるために行う発表をいう。

9 水位情報周知河川(法第13条)

国土交通大臣または県知事が、洪水により相当の損害が生ずるおそれがあるものと して指定した河川。

10 浸水想定区域(法第14条)

指定した河川について、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域をいう。

11 災害対策本部

災害対策基本法第 23 条(昭和 36 年法律第 223 号)に基づき災害に対する緊急措置を迅速かつ強力に実施するため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、地域防災計画の定めるところにより、県においては県知事が、市においては市長が必要と認めて設置する機関をいう。

1 2 水防指令

兵庫県水防本部長(県知事)が、県の関係機関に対し、水防非常配備体制につく 指令をいう。

水防指令第1号=第1号非常配備体制(少数)

水防指令第2号=第2号非常配備体制(半数)

水防指令第3号=第3号非常配備体制(全員)

13 水防団待機水位〔通報水位(法第12条第1項)〕

量水標管理者(土木事務所長)が、県水防本部長に報告を開始する水位をいう。 (参考)おおむね以下のように設定されている。

(通報水位 = 警戒水位 $\times 0.7$)

14 はん濫注意水位〔警戒水位(法第12条第2項、法第17条)

出水時に水防管理者(市長)が消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない水位として県知事が定める水位をいう。河川の水位が当該水位を超えたとき、あるいは下回ったとき、量水標管理者(土木事務所長)は、県水防本部長に報告する。

15 避難判断水位〔特別警戒水位(法第13条第1項、第2項)

はん濫注意水位(警戒水位)を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。

16 はん濫危険水位〔危険水位〕

洪水のおそれがあると認められる水位をいう。

17 水防連絡会

土木事務所が、水防態勢を強化するため、管内の水防管理団体等関係機関を組織する会をいう。

18 決壊

堤防その他の施設の表のり崩れ、裏のり崩れ、漏水、天端き裂、破堤はん濫及び 溢水をいう。

第2章 水防組織

第1節 組織

1 災害初動対策室(準備体制)

気象注意報が発表され、被害が生じるおそれがあるときに配備する要員で、配備 する職員は次のとおりとする。

(1) 配備基準

次の注意報の1つ以上が発表され、市長が必要と認めた時

-) 大雨注意報
-) 洪水注意報
-) 大雪注意報
-) 強風注意報

その他異常な自然現象による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めた時

(2) 配備要員

-) 市民生活部長(責任者)
-) 総務部長
-) 政策部長
-) 保健福祉部長
-) 農都創造部長
-) まちづくり部長
-) 上下水道部長
-) 教育部長
-) 消防長

なお、このうち市民生活部長が状況に応じて構成する。

(3) 事務内容等

-) 災害初動対策室の事務は、市民生活部市民安全課の職員が行う。
-) 気象情報や被害状況等の収集、整理伝達
-) 市長との協議
-) 警戒本部等の設置、動員配備体制の調整等

2 水防本部

暴風雨や洪水による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、平常時の体制又は災害警戒本部では対応できないが、災害対策本部を設置するに至らないような場合で、市長が必要と認めたとき、水防活動を統括するための水防本部を設置し防災活動を行う。

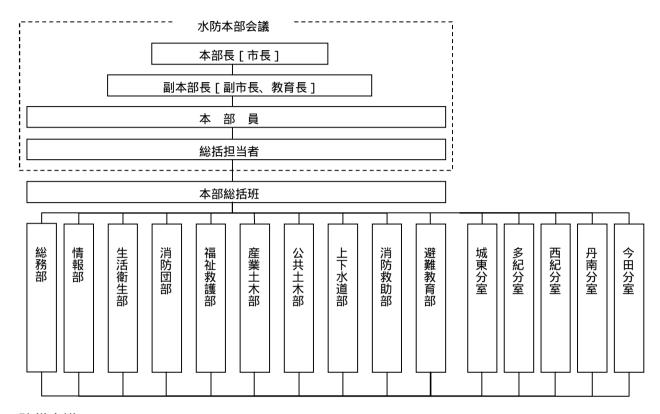
ただし、災害対策本部が設置された場合には、災害対策本部に吸収する。

(1)職務分担

-) 水防本部長は、市長とし、水防本部の事務を総括し、各部の職員を 指揮監督する。
-) 副本部長は、副市長、教育長とし、水防本部長を補佐し、水防本部 長に事故あるときは、その職務を代理する。
-) 本部員は、各部長及び消防長とし、水防本部長の命を受け、各部の 指揮監督する。

(2)水防本部の機構

図 1 水防本部組織図



3 防災会議

防災会議会長(市長)は、必要に応じて「篠山市防災会議条例」に基づき、篠山 市防災会議を招集する。

また、篠山市防災会議委員は、必要があると認めるときは、会議に付すべき事項 及び理由を付して、会長に会議の招集を求めることができる。

4 水防連絡会

県土木事務所は、管内の水防態勢を強化し水防活動が円滑に行われるよう、それ ぞれ管内に適応した水防活動要綱を作成するとともに、関係団体で水防連絡会を組 織する。事務局は、土木事務所に置き、土木事務所長が必要に応じて随時開催する。

第2節 事務分担

水防本部における各部事務分担は、地域防災計画に定める事務分掌に準じる。 なお、その詳細については、各部長、各部総括担当者等があらかじめ定めてお く。

第3章 水防熊勢及び活動

第1節 水防態勢

1 水防配備

篠山市の水防配備は、兵庫県水防計画に準ずるものとし、水防管理者(市長)は、 あらかじめその態勢を整備するとともに、年度水防計画に明記する。

(1) 出動準備

水防管理者(市長)は、次の場合には消防機関に対して、出動を命ずる。

-) 河川の水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予想されるとき。
-) 気象状況等により水災による危険が予想されるとき。
-) ため池の危険が予想されるとき。

(2) 出動

水防管理者(市長)は、次の場合は直ちに消防機関にあらかじめ定められた計画 に従って出動させ、警戒配備につかせる。

-) 河川の水位が警戒水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。
-) 気象状況等により水災による危険が切迫したとき。
-) 地震による堤防の漏水、沈下等が予想されるとき。
-) ため池の危険が切迫しているとき。

(3) 水防作業

作業員は別に定める水防信号1号で出動を予期して待機し、信号第2号で出動する。なお、出動は1番手、2番手、3番手に分け、それぞれ3分の1を基準として作業にあたる。

2 水防配備の解除

水位が警戒水位以下に減じて水害の危険がなくなったとき、地震による堤防等の 被害による災害の発生のおそれがなくなったときは、水防解除する。

-) 県水防本部長(県知事)は、水防解除を命じた場合は、関係機関に周知する。
-) 水防管理団体は、水防解除を命じた場合は、これを一般に周知するとともに、 土木事務所、土地改良事務所、農林振興事務所及び県水防本部に対してその旨を 報告するものとする。

第2節 非常配備体制

1 非常配備体制

篠山市地域防災計画風水害等対策編に定める「職員非常配備体制」に準じる。

第4章 情報収集及び伝達

第1節 気象情報

1 気象予報、警報

表 1 神戸海洋気象台から水防活動の利用に適合する予報及び警報の種類及び発 表基準

種類 解 説 (神戸海洋気象: 一時細分区域:兵庫 二次細分区域:北達	県南部
大雨注意報 大雨によって災害の起こるおそれがあ R1 40m	m以上
(雨量) ると予想されるとき 土壌雨量指数	96
大雨警報 大雨によって重大な災害の起こるおそ R1 60m	m以上
(雨量) れがあると予想されるとき 土壌雨量指数 1	128
R1 40m	m以上
洪水注意 洪水によって災害の起こるおそれがあ 報	15
(雨量) ると予想されるとき 流域雨量指数値:東条川 (雨量)	10
流域雨量指数値:武庫川	12
R 1 60m	m以上
洪水警報 洪水によって重大な災害の起こるおそ 流域雨量指数値:篠山川 ニ	23
(雨量) れがあると予想されるとき 流域雨量指数値:東条川	18
流域雨量指数値:武庫川	15

老 備

- (1)警報欄の()内は基準となる気象要素を示す。
- (2)大雨及び洪水の欄中のR1は1時間雨量を示す。
 - (注)気象予報・警報の細分区域
- 二次細分区域については、西脇市、篠山市、丹波市、多可町 <参考>

土壌雨量指数 : 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示 す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解 析雨量、降水短時間予報をもとに5km四方の領域ごとに算出 する。

流域雨量指数 : 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示 す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の 量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四 方の領域ごとに算出する。

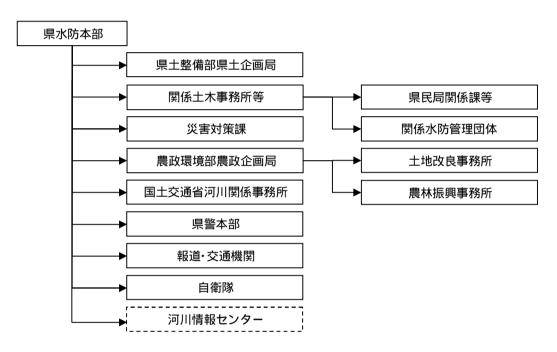
第2節 県水防指令

1 県水防指令の種類

表 2 水防指令の種類

種類	内 容
第1号	第1非常配備につくべき指令
第2号	第2非常配備につくべき指令
第3号	第3非常配備につくべき指令
解除	水防非常配備を解除する指令

2 県水防指令の通知



第3節 県知事の発する水防警報

- 1 水防警報の対象区域
 - (1) 一級河川:国土交通大臣が水防警報を発する河川の区域以外の区域
 - (2) 二級河川:全河川の区域
- 2 水防警報の種類

種類			内容
第1号	待	機	事態の推移に応じて、直ちに水防活動に出動できるよう待機させ
			るもの。
第2号	準	備	水防事態が発生すれば、直ちに水防活動ができる体制を準備させ
			るもの。
第3号	出	動	水防活動に出動させるもの。
第4号	解	除	水防活動を終了させるもの。

3 水防警報の発令

県知事が、水防警報を発する河川を所管する土木事務所長は、県水防本部長から の情報及び指令並びに現地の雨量、河川水位状況を判断し、水防管理団体その他水 防に関係のある機関と特に密接な連絡を保ち、基準量水標の水位が警戒水位に達するおそれがあり、水防活動の必要が予想されるときは、速やかに水防警報を発する。

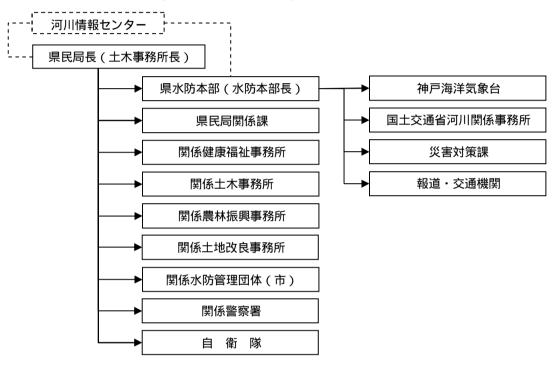
また、地震による堤防の漏水、沈下等により被害が予想される場合も速やかに水防警報を発する。

なお、土木事務所長は、その状況を所管区域内の水防管理者に急報するとともに 上下流の関係機関及び交通機関に通知するものとする。

注意1)待機及び準備の2段階は省略されることがある。

注意2)水防警報を発表できない場合は、理由を付して関係者に通知する。

4 水防警報の通知 (----- は補助系統)



第4節 水位等の観測

1 雨量と水位の報告

水防管理者(市長)は、量水標の水位が通報水位又は警戒水位に達したとき、河川に関しては土木事務所へ、ため池については土地改良事務所へ報告する。

土木事務所又は土地改良事務所は、報告を受けると直ちに県水防本部(県水防本部長)に通知し、その後の水位の変動を監視して的確な情報の把握に努めるとともに、進んで県水防本部と親密な連絡を保たなければならない。

2 雨量、水位の報告系統

土木事務所又は土地改良事務所は、気象、水位、雨量、風速等によって洪水のおそれがあるときは、その状況を所管区域内の水防管理者に急報するとともに、あらかじめ定めておいた担当職員を現場に派遣し水防の指導にあたらせる。

3 施設等の監視

(1) 量水標の監視

-) 水防管理者(市長)は、あらかじめその監視員及び連絡員を定めておく。
-) 監視員は、降雨又は暴風雨のときは、常に量水標の監視にあたる。
-) 連絡員は、通報水位に達したときは、直ちに水防管理者(市長)に急報する。

) 監視員は、水位表を備え、1時間ごとに観測した水位及び最高水位を記録する とともに連絡員に水防管理者(市長)へ報告させる。

(2) 堤防の監視

平時の監視

水防管理者(市長)は、あらかじめ堤防延長2,000mごとに1人の基準で 巡視員を定めておき、堤防の巡視にあたらせる。

出水時の監視

水防管理者(市長)は、通報水位に達したときは、500mから1,000mごとに監視員1人、連絡員2人の基準で巡視にあたらせる。

(3) 水門又はため池の監視

-) 水門又はため池の管理者は、あらかじめその監視員及び連絡員を定めておく。
-) 監視員は、平時から工作物の点検を行い、出水時の操作に支障がないようにする。
-) 監視員及び連絡員は、河川の量水標が通報水位に達したという通知の発表によって出動し、水門又はため池の警戒操作にあたり、その状況を水門又はため池の 管理者に報告する。
-) 水門又はため池の管理者は、水防管理者(市長)と協議して必要な措置をとる とともに、その状況を土木事務所又は土地改良事務所に通報する。

(4) ダム等の監視

河川管理施設ダム

ダムの管理者は、操作規程に基づき関係機関に通知する。

河川区域内・利水ダム

ダムの管理者は、操作規程、管理規程等に基づき土木事務所に通知する。 河川区域外・利水ダム

-) ダムの管理者は、あらかじめその監視員及び連絡員を定めておく。
-) 監視員は、平時から工作物の点検を行い、出水時の操作に支障のないようにする。
-) 監視員又は連絡員は、出水時にはダムの警戒操作にあたり、その状況を ダムの管理者に報告する。
-) ダムの管理者は、災害の発生が予想されるときは、水防管理者(市長) と協議して必要な措置をとるとともに、その状況を土木事務所長等に通知 する。

河川区域外・ため池

- ため池の管理者は、あらかじめその監視員及び連絡員を定めておく。
-) 監視員は、平時から工作物の点検を行い、出水時の操作に支障がないようにする。
-) 監視員又は連絡員は、出水時にはため池の警戒操作にあたり、その状況 をため池の管理者に報告する。
-) ため池の管理者は、災害の発生が予想されるときは、水防管理者(市長) と協議して必要な措置をとるとともに、その状況を土地改良事務所長に通 知する。

水防上影響のある工事の監視

工事施工者は、工事中の箇所及び工事施設について、平時から水防管理者(市長)者と連絡を密にし、出水時においては、厳重な警戒を行い、危険な箇所を発

見し、又は危険な状況が予想されるときは、水防管理者(市長)に連絡し必要な措置を講じる。

4 情報伝達体制

水防管理者(市長) 土木事務所、土地改良事務所及びダム、水門、ため池、排水機場の管理者は、情報を伝達する箇所及び使用する通信施設等をあらかじめ定めて情報を交換する。

5 水防定員

指定水防管理者団体の水防団員の定員の基準は、概ね次を標準とする。

-) 水防上特に重要と認められる箇所については、その延長 20m につき 1 人。
-) その他の箇所については、その延長50mにつき1人。 ただし、水防管理者(市長)者が、水防実施に支障がないと認める場合は、そ の標準以下に減ずることができる。

6 重要水防区域

県下水防区域のうち、現状及び洪水の場合において、公共に及ぼす影響の大きい 河川を重要水防区域とする。

第5節 市民への周知

1 広報活動

篠山市地域防災計画風水害等対策編第3部第2章第3節「災害時の広報活動」に 準じる。

2 水防信号の伝達

表 3 水防信号

	警鐘信号	サイレン信号					
第1信号	休 止 休 止	休 止	約5秒約15秒約5秒約5秒約15秒 -休止休止休止				
第2信号			約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 -休 止休 止休 止				
第3信号			約10秒約5秒約10秒約5秒約10秒約5秒 -休止休止休止				
第4信号	乱 打		約1分 約5秒 約1分 - 休止 休止				
	1 信号は、適宜の時間継続する。						

- 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用する。
- 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。
-) 第1号信号 河川又はため池では量水標が警戒水位に達したことを知らせるもの。
-) 第2号信号 水防団員又は消防機関に属する者が、直ちに出動すべきことを知らせるもの。
-) 第3号信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が、出動すべきことを知らせるもの。
-) 第 4 号信号 必要と認める区域内の居住者に避難のために立ち退くことを知らせるもの。

第5章 避難のための立退

第1節 立退計画

水防管理者(市長)者は、篠山警察署長及び関係機関と協議し、あらかじめ立退計画を作成し、水防計画に明記するとともに、訓練等を実施し地域住民の安全確保に努めるものとする。

なお、立退計画は県水防計画に基づき次の事項を定める。

避難場所及びその責任者並びに収容人数 避難経路及び誘導方法

連絡系統及び連絡施設給水及び給食休養施設

第2節 避難準備と指示等

1 避難準備

河川及びため池では、警戒水位に達し、洪水による被害のおそれがある場合、水 防管理者(市長)又は土木事務所長及び土地改良事務所長は、必要な地域に対し広 報車、テレビ、ラジオ等によって避難の準備を指示するものとする。

2 避難のための立退指示

洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、土木事務所長又は水防管理者(市長)は、法第29条の規定に基づき、必要と認める区域の居住者に対し、 避難のための立退を指示することができる。

なお、水防管理者(市長)が指示する場合は、篠山警察署長等にその旨を通知するとともに、速やかに県水防本部に報告しなければならない。

3 立退指示の周知徹底

避難のための立退の指示は、テレビ、ラジオ、広報車、水防信号、その他の方法 により区域の居住者に周知徹底を図るものとする。

第6章 水防設備の整備及び輸送の確保

第1節 水防設備の整備

1 指定水防管理団体

水防上必要な設備は、水防倉庫、器具、資材、量水標、雨量計、風速計及び通信機器であり、次の基準によりこれらの施設及び機材の確保に努める。

(1) 水防倉庫

-) 倉庫は、水防用器具及び資材を備蓄するものであり、担当堤防延長 1,000m~2,000m ごとに 1 箇所とする。
-) 大きさは、間口 9.1m、奥行 3.64m (建坪 33 m² 10 坪)を標準とする。
-) 設置箇所は、水防活動に便利なところを選ぶ

表 4 水防倉庫1棟に備蓄する器具及び資材の基準

品名	品名 数量 品名		数量
土のう袋	600 枚	杉丸太 長4m 末口9cm	30 本
ブルーシート	30 枚	杉丸太 長3m 末口9cm	50 本
ロープ(ビニール製)	500m	くぎ (6吋)	11 kg
針金(10番又は8番)	23kg	かけや	10丁
スコップ	20 丁	一輪車	3台
どうづき (たこ)	5丁	ペンチ	3丁
のこぎり	5丁	金づち	3丁
おの	5丁	かすがい	50 本
かま	10丁	バケツ	1個
なた	5丁	救命ブイ	5個
くわ	10丁	なわ	100m
じょれん	10丁	懐中電灯	2個
つるはし	3丁		

-) 資材中腐敗、損傷のおそれがあるものは、水防に支障がない範囲でこれを 転用し、常に新しいものを備えるようにする。
-) ブルーシート及び土のう袋等に使用する資材は、あらかじめ収集の方法を 講じておくものとする。
-) 器具及び資材を減損したときは、直ちに補充する。

(3) 量水標

-) 水防管理者(市長)は、区域内の適当な箇所に量水標を建設する。
-) 設置場所は、河状の整った場所で流失のおそれがないところを選び、夜間でも観測しやすいところとする。
-) 量水標の幅は 20 cm、目盛りは 2 cm刻み、白黒の交互 10cm ごとの数字を黒書きとし、1m ごとの数字を赤書きとする。
-) 通報水位及び警戒水位は、横に赤線で画し、夜光塗料を塗布する。

(4) 雨量計、風速計

水防管理者(市長)は、区域内の適当な箇所に雨量計を設け、必要に応じて風速計を設ける。

(5) 受信機

水防管理者(市長)は、停電時においても気象の状況が聴取できるよう携帯ラジオを設備する。

2 ため池の管理者

ため池水防上の必要度に応じて所要の器具、資材を備蓄する。

3 兵庫県

県下の水防が円滑に実施できるように必要な器具、資材を備蓄する。 なお、水防管理者(市長)の自己資材が不足したとき、又は緊急に必要なときは、 器具、資材の貸出をする。

4 その他

水防管理団体は、水防資材、器材の確保のため、水防区域所在の資材業者を登録し、 手持ち資材料を調査して緊急時の補給に備える。

また、資材、器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充する。

第2節 輸送の確保

水防管理団体は、非常の際、重要水防区域への水防要員、水防資器材等の輸送及び土木事務所等、隣接水防管理団体、その他関係機関への連絡経路を確保する。

-) 県水防本部並びに土木事務所及び土地改良事務所相互の輸送経路については、県水 防本部において各所の報告に基づき通行路線を決定する。
-) 水防管理団体及び土木事務所の間の輸送経路については、各所において管内のあらゆる状況により通行路線を決定する。
-) 水防管理団体は、あらかじめ水防活動に必要な輸送経路図を作成すること。
-) 輸送車の確保及び配備についても、あらゆる状況に即応できるよう万全の措置を講 じておく。
-) 広域にまたがる場合には、兵庫県地域防災計画風水害等対策計画第3編第3章第3 節又は地震災害対策計画第3編第3章第3節に準ずるものとする。

第3節 車両優先通行標識

- 1 車両優先通行標識
 - (1) 水防要員の標識

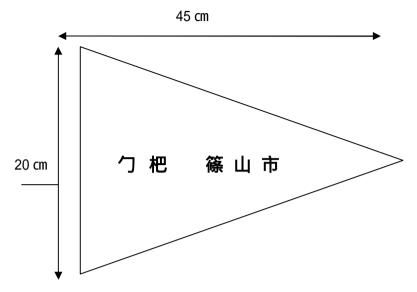
左腕に腕章をつける。

(2) 緊急車両優先通行標識

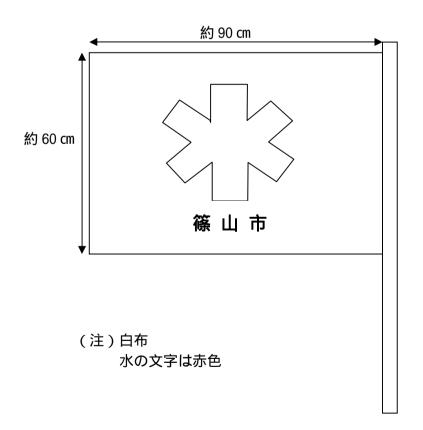
水防用緊急自動車として使用する車は、あらかじめ公安員会の指定を受け、次の標識を設備する。

-) 警鐘又はモーターサイレン
-) 赤ランプ
-)標旗

図 2 標旗(乗用車用)



(注)白地:水防の文字は赤色 水防管理団体名(篠山市)は青色

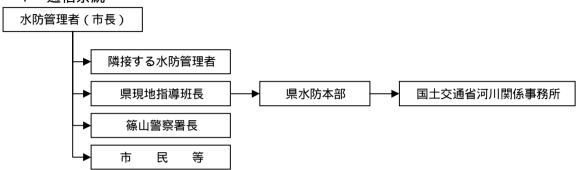


第7章 決壊の通報及び決壊後の処置

第1節 決壊の通知

水防管理者(市長)は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を関係者に通報する。

1 通信系統



第2節 決壊後の処置

1 決壊等の後の処置

水防管理者(市長)は、土木事務所又は土地改良事務所により派遣された現地指導班の指示に基づき、決壊後といえどもできる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

第8章 他の水防機関との協力及び応援

第1節 近隣市町・水防管理団体相互の協力と応援

水防管理者(市長)は、緊急の必要があるときは、他の水防管理者、市町長、消防機関の 長に対し応援を求めるものとし、応援を求められた者は、できるかぎりその求めに応じなけ ればならない。

応援は、水防法第23条の規定及び次の定めに基づき行動する。

-) 応援のため派遣される団員は、所要の器具、資材を携行し、応援を求めた水防管理者(市長)の所管の下に行動するものとする。
-) 隣接する水防管理団体は、協力応援等の水防事務に関して、相互協定をし、水防計画に定めるものとする。

第2節 警察署との協議

水防管理者(市長)並びに土木事務所長及び土地改良事務所長は、あらかじめ警察電話の使用、法第21条の警戒区域、法第22条の警察官の出動、法第29条の避難立退き等の計画作成に必要と認められる事項について篠山警察署長と協議しておくものとする。

第3節 自衛隊の災害派遣要請

救援を必要とする緊急事態の生じた場合は、篠山市地域防災計画の定めるところにより部 隊等の派遣を要請する。

第9章 水防記録及び報告

第1節 水防記録

水防管理者(市長)は、次の水防記録を作成し、保管する。

水防実施状況報告書

法第23条第1項の応援を求めた理由

法第 24 条の水防従事者又は備入れられた者の住所氏名及び出勤時間並びにその理由 法第 25 条の堤防その他の施設の決壊の状況

法第 28 条により収用又は購入した器具及び資材の所有者及びその事由並びに使用場所 法第 28 条により処分した障害物の種類、数量、所有者及びその事由並びに撤去場所 法第 28 条により一時使用した土地の箇所及び所有者の氏名並びにその事由

法第29条による立退き指示の事由及びその状況

警察署の援助状況

自衛隊の災害派遣を要請した場合はその活動状況

現地指導の公務員の職氏名

水防に従事中負傷又は病気にかかった者の職氏名及び手当

水防作業に使用した材料及びその数量及びその水防工法

警戒中の水位観測表

災害対策基本法第16条第1項の市防災会議の設置

法第32条の2の水防訓練の概要

第2節 報告

1 県知事への報告

水防管理者(市長)は、次の事項を河川に関しては土木事務所長を経由し、ため池 に関しては土地改良事務所長を経由し、知事に対し、10日以内に報告する。

-) 前節の 、 、 、 、 及び の事項
-) その他必要と認める事項
- 2 土木事務所長等への報告

水防管理者(市長)は、次の事項についてその都度報告する。

-) 通報水位、警戒水位に達したとき及び警戒水位から減水したとき。
-) 水防作業を開始したとき。
-) 水防の警戒を解除したとき。
-) 堤防等に異状を発見したとき及びこれに対する措置
-) 法第23条第1項による他の水防団又は消防機関に応援を求めたとき
-) 法第25条による堤防その他の施設の決壊の状況
-) 法第29条による立退き指示の事項
-) その他、緊急報告を必要とする事項

なお、上記の事項のうち、)については、直下流水防管理団体並びにダム、水門及びため池等の管理者へ、))及び)については、篠山警察署長及び隣接水防管理者及び関係福祉事務所長へ通報する。

第3節 水防通信

1 水防上緊急を要する通信の経路

水防上緊急を要する通信については、防災行政(水防)・道路管理用無線電話又は一般電話の非常取扱とする。

- 2 防災行政無線(水防)無線局通信経路
 -) 県内における防災行政(水防)・道路管理用無線局の設置箇所及び通信系統は、 附表第 14 表に示す。
 -) 県庁及び国土交通省(消防庁、内閣府)間の多重無線回線の通信系統は、附表第 15表に示す。
- 3 専用通信施設の使用

県知事及び水防管理者(市長)は、あらかじめ次の通信施設所有者と協定し、水防 上特に必要がある場合は、施設の使用について便宜を受ける。

-) 警察通信施設
-) 西日本旅客鉄道株式会社通信施設
-) 国土交通省通信施設
-) 関西電力株式会社通信施設

第10章 費用分担と公用負担

第1節 費用負担

) 水防管理団体の水防に要する費用は、法第 41 条の規定により当該水防管理団体 が負担する。

他の水防管理団体から応援を求められたときは、応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は両者協議して定める。

) 水防管理団体の水防によって他の市町が著しく利益を受けるときは、法第 42 条の規定により、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は両者協議して定める。

第2節 公用負担

1 公用負担権限

法第28条の規定により水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者(市長)は、 水防団長又は消防機関の長は水防の現場において、次の権限を行使することができる。

-) 必要な土地の一時使用
-) 土石、竹木、その他の資材の使用
-) 土石、竹木、その他の資材の収用
-) 車両その他の運搬具又は器具の使用
-) 工作物その他の障害物の処分
- 2 公用負担命令権限証

法第 28 条の規定により公用負担を命じようとする水防管理者(市長)水防団長又は消防機関の長は、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、公用負担命令権限証を携帯し、必要ある場合にはこれを提示する。

3 公用負担命令書

法第28条により公用負担の権限を行使しようとするときは、原則として次に示す公 用負担命令書2通を作成して、その1通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずる者 に手渡さなければならない。

公用負担命令権限証

篠山市消防団第 分団長

何 某

上記の者に 区域における水防法 (昭和 24 年法律第 193 号)第 28 条第 1 項の規定する 権限の行使を委任したことを証明する。

平成 年 月 日

水防管理者 篠山市長 篠山市消防本部消防長

何 某 印

第 号

公用負担命令書

目 的物

水防法(昭和 24 年法律第 193 号) 第 28 条第 1 項の規定により使用(収用・処分)します。 平成 年 月 日

> 水防管理者 篠山市長 篠山市消防本部消防長

> > 何 某 印

第11章 水防計画及び水防訓練

第1節 水防計画

-) 指定水防管理団体の管理者である市長は、法第33条の規定により県の水防計画に 応じた水防計画を策定し、土木事務所長等と協議しなければならない。
-) 指定水防管理団体の管理者である市長は、水防計画について篠山警察署長及び消防機関の長に通知する。

第2節 水防訓練

1 実施要領

水防作業は、暴風雨の最中しかも夜間に行うような場合が多いので、作業時に混乱をきたさないよう次の事項等を取り入れて充分訓練をおこなうものとし、実施に当たっては、特に市民の参加を得て水防思想の高揚に努める。

-) 観測(雨量、水位、風速)
-) 通報(無線、電話)
-) 動員(消防団、居住者の応援)
-) 輸送(資材、器材、人員)
-) 工法(各水防工法)
-) 避難、立退き(危険区域居住者の避難)

2 実施時期

指定水防管理団体である市は、出水期までに水防訓練を行うものとする。

第12章 関係資料

県水防計画に基づき関係資料を掲載する。

ただし、篠山市地域防災計画に掲載済みのものは省略するものとする。

重要水防河川(区域) 市内河川水位観測箇所一覧 地域防災計画資料編【資料 2-6】地域防災計画資料編【資料 2-22】

水防倉庫一覧

河川名	県水防倉庫所在地	器具	資材
東条川	篠山市今田町今田新田	整備	整備
篠山川	篠山市北新町	"	"
"	篠山市日置	"	"
"	篠山市網掛	"	"
籾井川	篠山市福住	"	"
宮田川	篠山市宮田	"	"

資料:まちづくり部地域整備課調べ(平成24年度兵庫県水防計画)

市内雨量観測箇所一覧

ダムの現況及び管理者

急斜面地崩壊危険箇所(区域)

土石流危険渓流

警戒を要するため池一覧

地域防災計画資料編【資料 2-21】

地域防災計画資料編【資料 2-2】

地域防災計画資料編【資料 2-3】

地域防災計画資料編【資料 2-5】

地域防災計画資料編【資料 2-1】

参考資料

関係機関連絡先

	機 関 名 電話番号 FAX 番号							
県水防本部	県庁 (河川整備課)	(代)078-341-7711	078-362-9987					
		(直)078-362-3571						
丹波県民局		(代)0795-72-0500						
(柏原総合庁舎)	総務企画室 企画防災課	(直)0795-73-3718	0795-72-3077					
	丹波土木事務所	(直)0795-73-3834	0795-73-0034					
	丹波農林振興事務所	(直)0795-73-3790	0795-72-4063					
	丹波健康福祉事務所	(直)0795-73-3776	0795-73-0259					
丹波県民局	篠山土地改良事務所	(直)552-7417	552-5576					
(篠山庁舎)								
北播磨県民局	加東土木事務所(管理課)	(代)0795-42-5111	0795-42-5137					
		(直)0795-42-9389						
東播磨県民局	加古川土木事務所(管理第2課)	(代)079-421-1101	079-421-1213					
		(直)079-421-9621						
阪神北県民局	宝塚土木事務所(管理第2課)	(代)0797-83-3101	0797-86-4329					
		(直)0797-83-3203						
京都府中丹西土木	<u>-</u> 事務所(河川砂防室)	0773-22-5115	0773-22-5167					
近畿農政局	川代ダム管理所	596-0905	596-0903					
		596-0906						
自衛隊	第3特科隊第3中隊	0792-22-4001	0792-22-4001					
篠山市	まちづくり部地域整備課	(代)552-1111	552-0619					
		(直)552-5025						
丹波市(生活環境	部防災対策室)	(直)0795-82-0250	0795-82-1821					
		0795-82-1001						
篠山警察署(警備	課)	552-0110	552-5951					
丹波警察署 (警備	 課)	0795-72-0110	0795-72-0110					
篠山市消防本部 (通信係)	594-1119	594-2070					
丹波市消防本部(通信係)	0795-72-2255	0795-72-1155					

(様式 1)	
--------	--

< 水 防 指 令 >

兵庫県水防本部は、平成 年 月 日 時 分

- イ 県下全域
- 口 神戸土木事務所
- 八 西宮土木事務所、尼崎港管理事務所
- 二 宝塚土木事務所
- ホ 加古川土木事務所
- へ 加東土木事務所
- ト 姫路土木事務所、姫路港管理事務所
- チ 光都土木事務所、龍野土木事務所
- リ 豊岡土木事務所、新温泉土木事務所、養父土木事務所
- ヌ 丹波土木事務所
- ル 洲本土木事務所

を発令する。

水防指令第 号

を解除する。

【発令内容】

発信者	受信者	送受信時刻		分

(様式3)

< 水 防 警 報 >

					水防	警報第		<u></u> 号	
		(待	持機・準	準備・出	動・解	除)			
				平成	年	月	日_	時	分
					兵庫	[県丹波	以県民原	司長	発表
						【丹	ŀ波土フ	卜事務	所】
(本 文)								
		JII		地点	の水位が)"	n	nとなり	りました。
		意水位に達し、 意水位を下回り						·	-
	(待機)	水防機関は、	状況の	変化に即	応できる	るよう待	機して・	ください	. 1 °
	(準備)	水防機関は、	出動の						
	/ 111 111 \	- 1、72・144 日日 1・1	111 壬4 1		重な警刑	戈をして	ください	, I _o	
	(出動)	水防機関は、	出動し		降笛所 <i>0</i>	D早期水	防をして	てくだえ	≠ 1.1
	(解除)	丹波土木事剂	务所管内	_				- \ / - C	- v ·o
				(問	合先)				

兵庫県丹波県民局丹波土木事務所 電話 0795-73-3834 (様式4)

<	川はん濫警戒情報	>
---	----------	---

平成	年	月	日	時_	分
	兵庫	軍県丹沙	皮県民居	最長	発表
		ľ Þ	お波ナス	と 事発	所】

(本 文)			
-			_//	地点の水位が	m となりました。
	避難判断	水位 (m)に達し、今後水位がさらに_	上昇する
	見込みが	あります	ので、	水防機関は厳重に警戒してください	, 1

【参考】

水防団待機水位	量水標管理者(土木事務所長)が水防本部長に報告を開始する水位 であって水防団が待機を開始する目安の水位	. m
はん濫注意水位	出水時に水防管理者が水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の 準備をさせなければならない水位(水防活動の目安)	. m
避難判断水位	はん濫注意水位を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位として、兵庫県知事が定める水位(避難勧告発令の目安)	. m

(問合先)

兵庫県丹波県民局丹波土木事務所 電話 0795-73-3834

【 索	引]	
			公用負担権限22
٦			公用負担命令権限証22
			公用負担命令書22
雨量観測箇所25			
雨量計15			さ
雨量の報告11			
雨量の報告系統11			災害初動対策室 6
			災害対策本部4
か			篠山市の責任 2
			篠山市防災会議の責任2
河川管理施設ダム12			
河川水位観測箇所25			U
<u> </u>			自衛隊の災害派遣要請19
			施設等の監視11
気象警報9			市長の責任2
気象庁長官の責任2			指定水防管理団体3, 15
気象予報9			市民の義務 3
急斜面地崩壊危険箇所25			事務分担 7
緊急車両優先通行標識16			車両優先通行標識16
近隣市町19			重要水防河川25
			重要水防区域13
け			受信機16
1)			出動8
警戒水位4			出動準備8
警戒を要するため池25			消防機関の長 3
警察署との協議19			情報伝達体制13
警察署の任務3			浸水想定区域 4
決壊5			
決壊後の処置 18			す
決壊の通知18			
県水防指令の種類9			水位等の観測11
県水防指令の通知10			水位の報告 11
県知事の責任2			水位の報告系統11
県知事への報告 20			水防管理者 3
			水防管理者の責任3
-			水防管理団体3, 19
			水防記録20
工事の監視12			水防訓練24
洪水予報4			水防計画24
神戸海洋気象台の責任 ······2			水防警報 4
広報活動13			水防警報指定河川 ····· 4

水防警報の種類10	7
水防警報の対象区域10	C
水防警報の通知11	堤防の監視12
水防警報の発令10	延 例 の 血液・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
水防作業8	
水防指令4	٤
水防信号の伝達13	
水防倉庫15, 25	土石流危険渓流
水防通信21	土木事務所長等への報告20
水防定員13	
水防配備8	\mathcal{O}
水防配備の解除8	
水防法2, 19	非常配備体制 · · · · · · · 8
水防本部3, 6	避難準備14
水防要員の標識16	避難のための立退指示14
水防連絡会4,7	兵庫県16
水門の監視12	兵庫県の責任 2
	費用負担22
2	
	151
相互の協力と応援19	
	風速計15
た	
10	ほ
立退計画14	
立退指示の周知徹底14	防災会議 7
ダム25	
ダム等の監視12	Ф
ため池12	•
ため池の監視12	輸送の確保16
ため池の管理者 ··················· 16	
	ıj
2	•
	利水ダム12
通信機関の責任3	量水計の監視11
通報水位4	量水標管理者の責任3
	量水標15